

第2章 社会から高齢者虐待をなくすために

高齢者虐待は、誰にでも、どこの家庭にでも起こりうる身近な問題です。しかし、虐待は、家庭や養介護施設という密室の中で行われているケースが多く発見しにくいことや、虐待と判断することが難しいといったことなどから介入に困難をきたす事例が多くあります。

そこで、高齢者虐待を未然に防止し、社会から高齢者虐待をなくすための普及啓発活動や高齢者と接する機会が多い介護に携わる職員等に対する研修、認知症高齢者などを地域で支えていくためのネットワークづくりなどに取り組むことが必要です。

1 高齢者虐待をなくすための啓発

高齢者虐待は、高齢者の人権を擁護する観点からも、あってはならないこととの意識を高めることが必要です。そこで、高齢者虐待防止に関するフォーラム、講演会、キャンペーンなどの各種の啓発が望まれます。

関係機関

国（厚生労働省・法務局）、県、市町、香川県人権擁護委員連合会、地域包括支援センター、社会福祉協議会等

2 認知症高齢者についての知識の普及

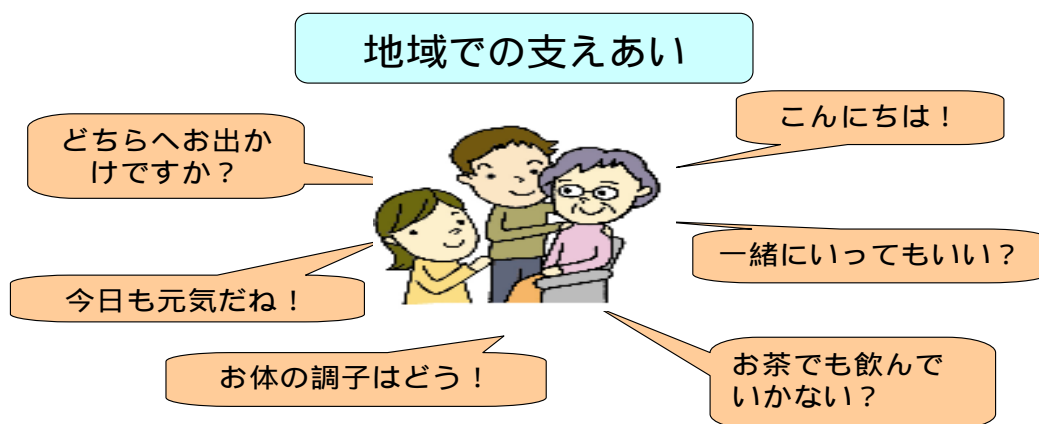
虐待を受けている高齢者の多くは、認知症があるといわれています。認知症とわかっていても、毎日の度重なる周辺症状（問題行動）に振り回されて、養護者も高齢者に辛く当たってしまうことがあります。認知症高齢者を地域で見守ることができれば、養護者の精神的負担は大きく軽減されます。

「認知症は誰にでも起こりうるもの」、「症状との上手なつきあい方」など認知症に関する基本的な知識を住民に普及する一方で、高齢者に対しては、認知症にならないように認知症予防教室への参加を勧めるとともに、養護者には、認知症に対する介護の理解を深めるための知識の普及と適切な対応方法について情報提供する介護者教室への参加を働きかけることが望まれます。

関係機関

市町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、かわ健康福祉機構（高齢者相談）等

『住み慣れた地域で いつまでも穏やかに過ごす』



「お互い様」の思いで理解を！

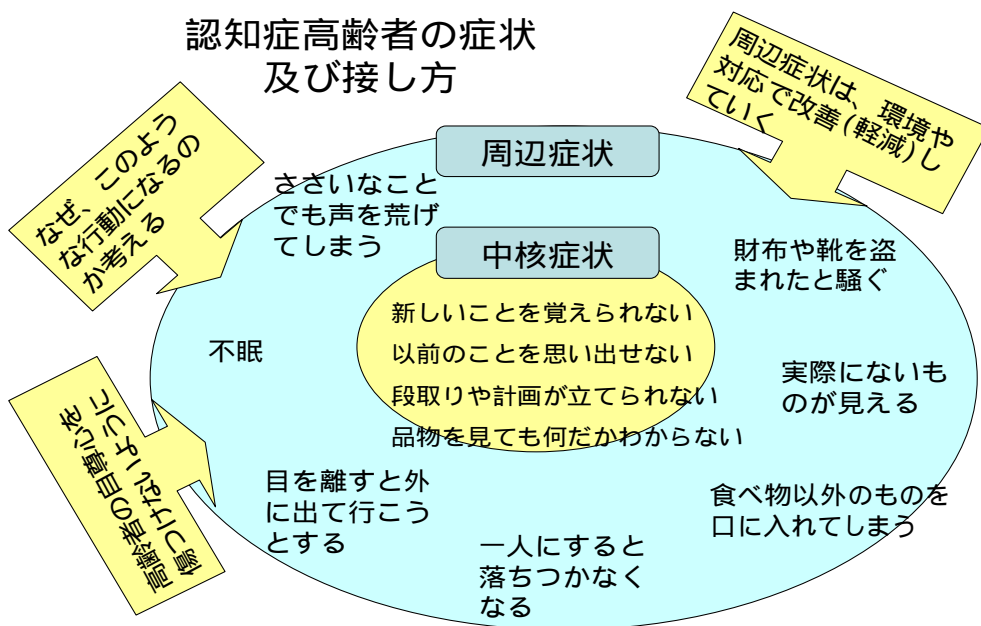
3 介護に携わる職員等への研修

地域で相談を受ける可能性の高い職種の人たちに、虐待に気付くアンテナを高くしてもらうことは、高齢者虐待の早期発見や防止につながります。

そこで、認定調査員、介護支援専門員、訪問介護員、市町保健師、訪問指導員、施設の介護職員など高齢者と直接接する職員に対して、各関係機関において、人権擁護や虐待事例への対応方法などを内容とする研修の実施が望まれます。

関係機関	県、市町、県・市町社会福祉協議会、介護支援専門員協議会、社会福祉士会、訪問看護ステーション連絡協議会、介護福祉士会、介護関係職員等研修機関、老人福祉施設協議会、老人保健施設協議会、グループホーム協議会等
------	---

認知症高齢者の症状 及び接し方

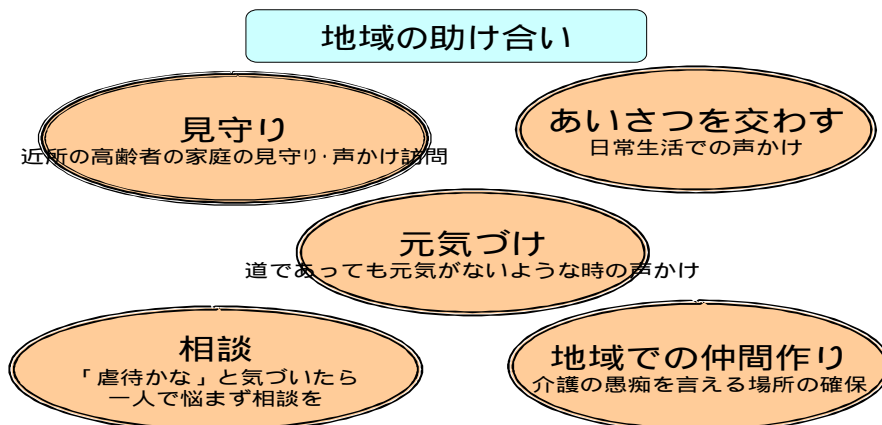


4 高齢者虐待が起きない地域づくり

高齢者虐待を防止するためには、地域社会全体で取り組むことが必要です。市町等は、定期的に高齢者宅を訪問し、見守りやねぎらいの声かけを高齢者だけでなく養護者にも行うとともに、虐待が起こる可能性が高いと判断される場合は、民生委員、老人クラブ等の地区組織の会員などによる予防的介入が望まれます。

関係機関	市町、老人介護支援センター、地域包括支援センター、介護支援専門員、訪問介護員等介護を担当する職員、民生委員、老人クラブの会員、人権擁護委員等
------	--

虐待が起きない地域づくりのために



5 高齢者虐待防止・対応ネットワークづくり

市町は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、地域包括支援センター、老人介護支援センター、その他関係機関、民間団体との連携協力体制の整備をしなければなりません。(高虐法第16条)

具体的には、老人介護支援センターによる「地域ケア会議」や県保健福祉事務所による「保健・医療・福祉サービス調整推進会議」などを活用し、「高齢者虐待防止・対応ネットワーク」を作ったうえで、予防策及び対応策の検討、情報の共有をはかることが望まれます。なお、関係者は、知り得た個人の情報に関する守秘義務が課せられます。

また、市町における虐待防止ネットワークづくりとして、老人介護支援センターの「地域ケア会議」を活用しながら、現場の担当者が参加し、困難事例等の検討を行っていくことが望まれます。さらに、市町と介護支援専門員の間で連絡会・勉強会を定期的を開催し、何かあればいつでも相談できる関係づくりが望まれます。地域包括支援センターが設置された場合は、ここを高齢者虐待対策の拠点として活用していくことになります。

医療機関、警察等においても、虐待が疑われる場合は、行政等に連絡を行い、相互に連携をしながら高齢者及び介護者(家族)に関わっていくことが必要です。

関係機関

市町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、民生委員、人権擁護委員、介護支援専門員、介護担当職員、老人クラブ、NPOボランティア、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、県・市町社会福祉協議会、介護保険施設、医療機関、警察、消防署、シルバー人材センター、呆け老人を抱える家族の会、県保健福祉事務所等

高齢者虐待防止・対応ネットワーク

